

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案要綱

第一 大気汚染防止法の一部改正

一 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき等は、ばい煙発生施設の構造の改善等を命ずることができるものとする。 (第十四条第一項及び第三項関係)

二 ばい煙排出者に対し、ばい煙量等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者に対する罰則を設けるものとする。 (第十六条及び第三十五条関係)

三 事業者は、ばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならないものとする。 (第十七条の二関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 水質汚濁防止法の一部改正

一 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（三において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいうものとする。こと。（第二条第四項関係）

二 排水を排出する者等に対し、排水等の汚染状態等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者に対する罰則を設けるものとする。こと。（第十四条第一項及び第二項並びに第三十三条関係）

三 事故時に特定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出として、その汚染状態が水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水の排出を追加するとともに、指定施設を設置する工場又は事業場の設置者に対し、事故により指定物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出を義務付けるものとする。こと。（第十四条の二関係）

四 事業者は、排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下

水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならないものとする。 (第十

四 条の四関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の三及び第二の四は公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二条及び第三条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一及び第二の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第四条関係)

四 関係法律について所要の改正を行うものとする。 (附則第五条から第九条まで関係)

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律

(大気汚染防止法の一部改正)

第一条 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の二」に、「第十七条の二 第十七条の十四」を「第十七条の三 第十七条の十五」に改める。

第十四条第一項及び第三項中「場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる」を削る。

第十六条中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第二章の二中第十七条の十四を第十七条の十五とし、第十七条の十三を第十七条の十四とする。

第十七条の十二第一項中「第十七条の八」を「第十七条の九」に改め、同条第二項中「第十七条の四第一項又は第十七条の五第一項」を「第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項」に改め、同条第三項中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同条を第十七条の十三とし、第十七条の十一を第十七条の十二とし、第十七条の十を第十七条の十一とし、第十七条の九を第十七条の十とする。

第十七条の八中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同条を第十七条の九とする。

第十七条の七中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に、「第十七条の三」を「第十七条の四」に改め、同条を第十七条の八とする。

第十七条の六第一項中「第十七条の四第一項又は」を「第十七条の五第一項又は」に、「第十七条の四第一項第四号」を「第十七条の五第一項第四号」に改め、同条第二項中「第十七条の四第二項」を「第十七条の五第二項」に改め、同条を第十七条の七とし、第十七条の五を第十七条の六とし、第十七条の二から第十七条の四までを一条ずつ繰り下げる。

第二章中第十七条の次に次の一条を加える。

(事業者の責務)

第十七条の二 事業者は、この章に規定するばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにならなければならない。

第二十七条第二項中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に、「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に、「第十七条の四から第十七条の八まで」を「第十七条の五から第十七条の九まで」に改め、同条第三項中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に、「第十七条の四、第十七条の六」を「第十七条の五、第十七条の七」に改め、同条第四項中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同条第六項中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改める。

第二十八条の二第一号中「第十七条の七、第十七条の十」を「第十七条の八、第十七条の十一」に改め、同条第六号中「第二十八条第二項」を「前条第二項」に改める。

第三十三条中「第十七条の七、第十七条の十」を「第十七条の八、第十七条の十一」に改める。

第三十四条第一号中「第十七条の四第一項、第十七条の六第一項」を「第十七条の五第一項、第十七条の七第一項」に改める。

第三十五条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十七条の五第一項」を「第十七条の六第一項」に改め、同条第二号中「第十七条の八」を「第十七条の九」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十六条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者
第三十七条中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に改める。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第二条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の三」を「第十四条の四」に、「第十四条の四 第十四条の十」を「第十四条の五
第十四条の十一」に改める。

第二条第二項第一号中「物質を」を「物質(以下「有害物質」という。)を」に改め、同条第八項を同
条第九項とし、同条第七項中「第二項第一号に規定する物質(以下「有害物質」という。)」を「有害物
質」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「
(特定施設を除く。)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に
規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に
係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの(第十四条の二第二項において「指定物質

「という。」を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

第十四条第一項及び第二項中「記録しておかなければ」を「記録し、これを保存しなければ」に改める。

第十四条の二第一項中「又は油を含む水が」を「を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が」に、「地下」を「有害物質を含む水が当該特定事業場から地下」に、「又は油を含む水の排出又は」を「を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の」に改め、同条第三項中「又は」を「」、指定事業場の設置者又は」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定事業場以外の工場又は事業場で」を削り、「もの」を「工場又は事業場」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防

止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

第二章の二中第十四条の十を第十四条の十一とし、第十四条の四から第十四条の九までを一条ずつ繰り下げる。

第二章中第十四条の三の次に次の一条を加える。

(事業者の責務)

第十四条の四 事業者は、この章に規定する排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第二十三条第二項の表第一号中「及び第三項」を「及び第四項」に改め、同表第八号中「海洋施設等」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）」に、「第十四条の二」を「第十四条の二第三項及び第四項」に改め、同号を同表第十号とし、同

二第三項及び第四項」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次のように加える。

二 鉱山施設である指定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項 本文に規定する鉱山の設置者	当該鉱山	第十四条の二第二項及び第四項
--	------	----------------

第二十三条第六項中「第三号」を「第四号」に、「同表第五号」を「同表第七号」に改める。

第二十四条の二第一号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。

第二十八条第一項中「第十四条の七第一項、第十四条の八第五項」を「第十四条の八第一項、第十四条の九第五項」に改める。

第三十一条第一項第二号中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。

第三十三条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第一条の規定（大気汚染防止法第十四条第一項及び第三項並びに第十六条の改正規定並びに同法第三十五条の改正規定（同条第一号及び第二号に係る部分を除く。）を除く。）、第二条中水質汚濁防止法の目次の改正規定、同法第二章の二中第十四条の十を第十四条の十一とし、第十四条の四から第十四条の九までを一条ずつ繰り下げる改正規定、同法第二章中第十四条の三の次に一条を加える改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定並びに附則第三条及び第九条の規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(措置命令に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の水質汚濁防止法第十四条の二第三項の規定によりした命令は、第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法第十四条の二第四項の規定によりした命令とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の大気汚染防止法及び第二条の規定による改正後の水質汚濁防止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二号八中「第二条第五項」を「第二条第六項」に、「物質」を「有害物質」に改める。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第六条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号口中「同法第二条第七項」を「同条第八項」に改める。

(瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正)

第七条 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第八条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第六項中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

第二十五条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法及び有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の規定中「第十四条の七第一項」を「第十四条の八第一項」に改める。

一 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九

号)第二十条

二 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成十四年法律第百二十号)第十三条第

二
項

理由

事業者及び地方公共団体による公害防止対策の効果的な実施を図るため、ばい煙量等及び排水等の汚染状態の測定結果の記録義務の違反に対して罰則を設けるとともに、ばい煙の排出の抑制及び汚水又は廃液による水質の汚濁の防止のための必要な措置等の実施に関する事業者の責務を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案新旧対照条文 目次

一	大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）	1
二	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）	12
三	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	24
四	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）	26
五	瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）	28
六	湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）	29
七	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 （平成六年法律第九号）	32
八	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百二十号）	33

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 ばい煙の排出の規制等（第三条 第十七条の二）</p> <p>第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等（第十条の三 第十七条の十五）</p> <p>第二章の三 粉じんに関する規制（第十八条 第十八条の十九）</p> <p>第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進（第十八条の二十 第十八条の二十四）</p> <p>第三章 自動車排出ガスに係る許容限度等（第十九条 第二十一条の二）</p> <p>第四章 大気汚染の状況の監視等（第二十二条 第二十四条）</p> <p>第四章の二 損害賠償（第二十五条 第二十五条の六）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 ばい煙の排出の規制等（第三条 第十七条）</p> <p>第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等（第十条の二 第十七条の十四）</p> <p>第二章の三 粉じんに関する規制（第十八条 第十八条の十九）</p> <p>第二章の四 有害大気汚染物質対策の推進（第十八条の二十 第十八条の二十四）</p> <p>第三章 自動車排出ガスに係る許容限度等（第十九条 第二十一条の二）</p> <p>第四章 大気汚染の状況の監視等（第二十二条 第二十四条）</p> <p>第四章の二 損害賠償（第二十五条 第二十五条の六）</p>

第五章 雑則（第二十六条 第三十二条）

第六章 罰則（第三十三条 第三十七条）

附則

（改善命令等）

第十四条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命じることができる。

2 （略）

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命じることができる。

第五章 雑則（第二十六条 第三十二条）

第六章 罰則（第三十三条 第三十七条）

附則

（改善命令等）

第十四条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命じることができる。

2 （略）

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使

4 (略)

(ばい煙量等の測定)

第十六条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならぬ。

第十七条 (略)

(事業者の責務)

第十七条の二 事業者は、この章に規定するばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大气中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等

用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 (略)

(ばい煙量等の測定)

第十六条 ばい煙排出者は、環境省令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

第十七条 (略)

第二章の二 揮発性有機化合物の排出の規制等

第十七条の三、第十七条の六（略）

（揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出）

第十七条の七 第十七条の五第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条の五第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十七条の五第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更命令等）

第十七条の八 都道府県知事は、第十七条の五第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準（第十七条の四の排出基準をいう。以下この章において「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方

第十七条の二、第十七条の五（略）

（揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出）

第十七条の六 第十七条の四第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第十七条の四第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第十七条の四第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（計画変更命令等）

第十七条の七 都道府県知事は、第十七条の四第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度がその揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準（第十七条の三の排出基準をいう。以下この章において「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方

法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十七条の五第一項の規定による届出に係る揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第十七条の九 第十七条の五第一項の規定による届出をした者又は第十七条の七第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設を設置し、又はその届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしてはならない。

第十七条の十 第十七条の十二 （略）

（準用）

第十七条の十三 第十条第二項の規定は、第十七条の九の規定による実施の制限について準用する。

法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第十七条の四第一項の規定による届出に係る揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（実施の制限）

第十七条の八 第十七条の四第一項の規定による届出をした者又は第十七条の六第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設を設置し、又はその届出に係る揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法の変更をしてはならない。

第十七条の九 第十七条の十一 （略）

（準用）

第十七条の十二 第十条第二項の規定は、第十七条の八の規定による実施の制限について準用する。

2 第十一条及び第十二条の規定は、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項の規定による届出をした者について準用する。

3 第十三条第二項の規定は、第十七条の十一の規定による命令について準用する。

第十七条の十四・第十七条の十五 (略)

(適用除外等)

第二十七条 (略)

2 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設(以下「ばい煙発生施設等」という。)において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん又は特定粉じん(以下「ばい煙等」という。)を排出し、又は飛散させる者については、第

2 第十一条及び第十二条の規定は、第十七条の四第一項又は第十七条の五第一項の規定による届出をした者について準用する。

3 第十三条第二項の規定は、第十七条の十の規定による命令について準用する。

第十七条の十三・第十七条の十四 (略)

(適用除外等)

第二十七条 (略)

2 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十三項に規定するガス工作物又は鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設(以下「ばい煙発生施設等」という。)において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん又は特定粉じん(以下「ばい煙等」という。)を排出し、又は飛散させる者については、第

六条から第十条まで（同条第二項にあつては、第十七条の十三第一項又は第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）、第十一条及び第十二条（これらの規定を第十七条の十三第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第二項及び第三項、第十七条の五から第十七条の九まで、第十八条、第十八条の二並びに第十八条の六から第十八条の九までの規定を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

3 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第六条、第八条、第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十三第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の五、第十七条又は第十八条の六の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定するばい煙発生施設等に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当

六条から第十条まで（同条第二項にあつては、第十七条の十二第一項又は第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）、第十一条及び第十二条（これらの規定を第十七条の十二第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第二項及び第三項、第十七条の四から第十七条の八まで、第十八条、第十八条の二並びに第十八条の六から第十八条の九までの規定を適用せず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによる。

3 前項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長（以下この条において単に「行政機関の長」という。）は、第六条、第八条、第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十二第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の四、第十八条又は第十八条の六の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による前項に規定するばい煙発生施設等に係る許可若しくは認可の申請又は届出があつたときは、その許可若しくは認可の申請又は届出に係る事項のうちこれらの規定による届出事項に該当

する事項を当該ばい煙発生施設等の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等において発生し、又は飛散するばい煙等に起因する大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第九条、第九条の二、第十七条の八又は第十八条の八の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

5 (略)

6 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等について、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の十一、第十八条の四又は第十八条の十一の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第二十八条の二 環境大臣は、大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十一条

する事項を当該ばい煙発生施設等の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

4 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等において発生し、又は飛散するばい煙等に起因する大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると認めるときは、行政機関の長に対し、第九条、第九条の二、第十七条の七又は第十八条の八の規定に相当する電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の規定による措置を執るべきことを要請することができる。

5 (略)

6 都道府県知事は、第二項に規定するばい煙発生施設等について、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の十、第十八条の四又は第十八条の十一の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならない。

(環境大臣の指示)

第二十八条の二 環境大臣は、大気の汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十一条

第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができ。

一 第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十七条第三項、第十七条の八、第十七条の十一、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六、第十八条の十八並びに第二十三条第二項の規定による命令に関する事務

二 五（略）

六 前条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに關する事務

第三十三条 第九条、第九条の二、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の八、第十七条の十一、第十八条の八又は第十八条の十一の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができ。

一 第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十七条第三項、第十七条の七、第十七条の十、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六、第十八条の十八並びに第二十三条第二項の規定による命令に関する事務

二 五（略）

六 第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに關する事務

第三十三条 第九条、第九条の二、第十四条第一項若しくは第三項、第十七条の七、第十七条の十、第十八条の八又は第十八条の十一の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項、第八条第一項、第十七条の五第一項、第十七条の七第一項、第十八条の六第一項若しくは第三項又は第十八条の十五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項、第十七条の六第一項、第十八条第一項若しくは第三項、第十八条の二第一項又は第十八条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 二 第十条第一項、第十七条の九又は第十八条の九の規定に違反した者

- 三 第十六条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

四 (略)

第三十七条 第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十三第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条の

- 一 第六条第一項、第八条第一項、第十七条の四第一項、第十七条の六第一項、第十八条の六第一項若しくは第三項又は第十八条の十五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項若しくは第三項、第十八条の二第一項又は第十八条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 二 第十条第一項、第十七条の八又は第十八条の九の規定に違反した者

三 (略)

第三十七条 第十一条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第十七条の十二第二項又は第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条の

十五第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

十五第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 排水の排出の規制等（第三条 第十四条の四）</p> <p>第二章の二 生活排水対策の推進（第十四条の五 第十四条の十一）</p> <p>第三章 水質の汚濁の状況の監視等（第十五条 第十条 八条）</p> <p>第四章 損害賠償（第十九条 第二十条の五）</p> <p>第五章 雑則（第二十一条 第二十九条）</p> <p>第六章 罰則（第三十条 第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 排水の排出の規制等（第三条 第十四条の三）</p> <p>第二章の二 生活排水対策の推進（第十四条の四 第十四条の十）</p> <p>第三章 水質の汚濁の状況の監視等（第十五条 第十条 八条）</p> <p>第四章 損害賠償（第十九条 第二十条の五）</p> <p>第五章 雑則（第二十一条 第二十九条）</p> <p>第六章 罰則（第三十条 第三十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で</p>

政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二（略）

3（略）

4 この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（第十四条の二第二項において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいう。

5 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で政令で定めるものをいう。

6・7（略）

8 この法律において「特定地下浸透水」とは、有害物質を、その施設において製造し、使用し、又は処理す

政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。

二（略）

3（略）

4 この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設（特定施設を除く。）で政令で定めるものをいう。

5・6（略）

7 この法律において「特定地下浸透水」とは、第二項第一号に規定する物質（以下「有害物質」という。）

る特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

9 |
（略）

（排出水の汚染状態の測定等）

第十四条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

3・4 （略）

（事故時の措置）

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場

を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

8 |
（略）

（排出水の汚染状態の測定等）

第十四条 排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

3・4 （略）

（事故時の措置）

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場

において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び

において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

- 3 | 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

- 4 | 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十四条の三（略）

（事業者の責務）

- 2 | 特定事業場以外の工場又は事業場で貯油施設等を設置するもの（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

- 3 | 都道府県知事は、特定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前二項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十四条の三（略）

第十四条の四 事業者は、この章に規定する排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第二章の二 生活排水対策の推進

第十四条の五～第十四条の十一 (略)

(適用除外等)

第二十三条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

第二章の二 生活排水対策の推進

第十四条の四～第十四条の十 (略)

(適用除外等)

第二十三条 (略)

2 次の表の上欄に掲げる者に関しては、同表の中欄に掲げる事業場又は施設について、同表の下欄に定める規定は適用せず、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の相当規定の定めるところによる。

四 電気事業法第二条第一項	三 鉱山施設である貯油施設等を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者	二 鉱山施設である指定施設を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山の設置者	一 鉱山保安法第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（以下「鉱山施設」という。）である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者
当該特定	当該鉱山	当該鉱山	当該鉱山
第五条から第	第十四条の二 第三項及び第 四項	第十四条の二 第二項及び第 四項	第五条から第 十一条まで、 第十四条第三 項並びに第十 四条の二第一 項及び第四項

三 電気事業法第二条第一項	二 鉱山施設である貯油施設等を設置する鉱山保安法第二条第二項本文に規定する鉱山（前号の鉱山を除く。）の設置者		一 鉱山保安法第十三条第一項の経済産業省令で定める施設（以下「鉱山施設」という。）である特定施設を設置する同法第二条第二項本文に規定する鉱山から排水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者
当該特定	当該鉱山		当該鉱山
第五条から第	第十四条の二		第五条から第 十一条まで、 第十四条第三 項並びに第十 四条の二第一 項及び第三項

<p>第十六号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>施設</p>	<p>第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>
<p>五 電気工作物である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該指定施設</p>	<p>第十四条の二第二項及び第四項</p>
<p>六 電気工作物である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>第十四条の二第三項及び第四項</p>
<p>七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業</p>	<p>当該特定施設</p>	<p>第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第四項</p>

<p>第十六号に規定する電気工作物（以下「電気工作物」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>施設</p>	<p>第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第三項</p>
<p>四 電気工作物である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>第十四条の二</p>
<p>五 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設（以下「廃油処理施設」という。）である特定施設を設置する工場又は事業</p>	<p>当該特定施設</p>	<p>第五条から第十一条まで、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第三項</p>

<p>業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者</p>	<p>八 廃油処理施設である指定施設を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>九 廃油処理施設である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>(削除)</p>
	<p>当該指定施設</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>(削除)</p>
	<p>第十四条の二第二項及び第四項</p>	<p>第十四条の二第三項及び第四項</p>	<p>(削除)</p>
<p>業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者</p>		<p>六 廃油処理施設である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。以下単に「海洋施設等」という。）である特定施設を設置する工場又は事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者</p>
		<p>当該貯油施設等</p>	<p>当該特定施設</p>
		<p>第十四条の二</p>	<p>第十四条の二第一項及び第三項（同条第一項の規定については、油を含む水に関する部分に限る。）</p>

<p>十 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第三号に規定する海洋施設等（廃油処理施設を除く。）である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>第十四条の二第三項及び第四項</p>
---	----------------	-----------------------

3 5 (略)

6 都道府県知事は、第二項の表第一号又は第四号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第七号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項又は第十三条の二第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならぬ。

(環境大臣の指示)

第二十四条の二 環境大臣は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康に係る被害が生ずることを

<p>八 海洋施設等である貯油施設等を設置する工場又は事業場の設置者</p>	<p>当該貯油施設等</p>	<p>第十四条の二</p>
--	----------------	---------------

3 5 (略)

6 都道府県知事は、第二項の表第一号又は第三号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項、第十三条の二第一項又は第十四条の三第一項若しくは第二項の規定による命令を、同表第五号の上欄に掲げる者に対し第十三条第一項若しくは第三項又は第十三条の二第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、行政機関の長に協議しなければならぬ。

(環境大臣の指示)

第二十四条の二 環境大臣は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康に係る被害が生ずることを

防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一 第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務

二 四（略）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第五項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

2（略）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月

防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第二十八条第一項の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

一 第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十四条の二第三項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務

二 四（略）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の七第一項、第十四条の八第五項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

2（略）

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月

以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十四条の二第四項又は第十八条の規定による命令に違反した者

2 (略)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

四 (略)

以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十四条の二第三項又は第十八条の規定による命令に違反した者

2 (略)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十四条第二項の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

四 (略)

改正案	現行
<p>（特別土地保有税の非課税） 第五百八十六条（略）</p> <p>2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。</p> <p>一 一の八（略）</p> <p>二 次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場（以下この号において「特定事業場」という。）の設置者（同法第十四条の三第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。）又は特定事業場の設置者であつた者（同法第十四条の三第二項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。）が設置する同法第二条第二項第一号に規定する有害物質を含む地下水の水質を浄化するための施設で総務省令で定めるもの</p>	<p>（特別土地保有税の非課税） 第五百八十六条（略）</p> <p>2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。</p> <p>一 一の八（略）</p> <p>二 次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 水質汚濁防止法第二条第五項に規定する特定事業場（以下この号において「特定事業場」という。）の設置者（同法第十四条の三第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。）又は特定事業場の設置者であつた者（同法第十四条の三第二項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。）が設置する同法第二条第二項第一号に規定する有害物質を含む地下水の水質を浄化するための施設で総務省令で定めるもの</p>

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七七号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公害防止統括者の選任）</p> <p>第三条 特定工場を設置している者（以下「特定事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、当該特定工場に係る公害防止に関する次に掲げる業務を統括管理する者（以下「公害防止統括者」という。）を選任しなければならない。ただし、特定事業者が政令で定める要件に該当する小規模の事業者であるときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前条第二号の特定工場にあつては、次に掲げる業務</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 特定工場から水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）又は特定工場から地下に浸透する水</p> <p>で同条第八項に規定する有害物質使用特定施設</p>	<p>（公害防止統括者の選任）</p> <p>第三条 特定工場を設置している者（以下「特定事業者」という。）は、主務省令で定めるところにより、当該特定工場に係る公害防止に関する次に掲げる業務を統括管理する者（以下「公害防止統括者」という。）を選任しなければならない。ただし、特定事業者が政令で定める要件に該当する小規模の事業者であるときは、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前条第二号の特定工場にあつては、次に掲げる業務</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 特定工場から水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）又は特定工場から地下に浸透する水</p> <p>で同法第二条第七項に規定する有害物質使用特定</p>

ら排出される汚水又は廃液（これを処理したものを含む。）を含むもの（以下「特定地下浸透水」という。）の汚染状態の測定及び記録に関すること。

2
・
3 八
（略）

施設から排出される汚水又は廃液（これを処理したものを含む。）を含むもの（以下「特定地下浸透水」という。）の汚染状態の測定及び記録に関すること。

2
・
3 八
（略）

改正案	現行
<p>（水質汚濁防止法等の適用関係）</p> <p>第十二条 水質汚濁防止法第五条から第十条まで、第十条第一項から第三項まで及び第二十三条第三項から第五項まで（同法第五条、第七条、第八条、第八条の二、第十条及び第十一条に係る部分に限る。）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三十七条第一項の規定は、第五条第一項に規定する区域において特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者で特定地下浸透水（水質汚濁防止法第二条第八項に規定する特定地下浸透水をいう。次項において同じ。）を浸透させない者に係る当該特定施設については、適用しない。</p> <p>2）6（略）</p>	<p>（水質汚濁防止法等の適用関係）</p> <p>第十二条 水質汚濁防止法第五条から第十条まで、第十条第一項から第三項まで及び第二十三条第三項から第五項まで（同法第五条、第七条、第八条、第八条の二、第十条及び第十一条に係る部分に限る。）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三十七条第一項の規定は、第五条第一項に規定する区域において特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排出する者で特定地下浸透水（水質汚濁防止法第二条第七項に規定する特定地下浸透水をいう。次項において同じ。）を浸透させない者に係る当該特定施設については、適用しない。</p> <p>2）6（略）</p>

改正案	現行
<p>（汚濁負荷量の総量の削減） 第二十三条（略） 2～5（略） 6 第一項の規定により定めた湖沼総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減については、湖沼総量削減計画を水質汚濁防止法第四条の三に規定する総量削減計画とみなし、同法の規定（第十四条の規定により適用される同法の規定を含み、同法第四条の二及び第四条の三の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法中「指定地域」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域」と、同法第二条第六項中「特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）」とあるのは「特定施設（湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設を含む。以下同じ。）」と、同法第六条第三項中「第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際」とあるのは「一の地域が湖沼水質</p>	<p>（汚濁負荷量の総量の削減） 第二十三条（略） 2～5（略） 6 第一項の規定により定めた湖沼総量削減計画に基づく汚濁負荷量の削減については、湖沼総量削減計画を水質汚濁防止法第四条の三に規定する総量削減計画とみなし、同法の規定（第十四条の規定により適用される同法の規定を含み、同法第四条の二及び第四条の三の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法中「指定地域」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域」と、同法第二条第五項中「特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）」とあるのは「特定施設（湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設を含む。以下同じ。）」と、同法第六条第三項中「第四条の二第一項の地域を定める政令の施行の際」とあるのは「一の地域が湖沼水質</p>

保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域となつた際」と、「当該政令の施行の日」とあるのは「当該地域が総量削減指定地域となつた日」と、同法第十三条第四項中「第四条の二第一項の地域を定める政令又は」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条の施設を定める政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更」と、同法第十六条第三項中「指定水域」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定湖沼」とする。

(流出水対策地区の指定)

第二十五条 都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼の水質の保全を図るために流出水（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設及び指定施設から排出される水並びに同条第九項に規定する生活排水以外の水であつて、指定地域内の土地から指定湖沼に流入するものをいう。以下同じ。）の水質の改善に資する対策（以下「流出水対策」という。）の実施を推進する必要があると認める地区を、流出水

保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定地域となつた際」と、「当該政令の施行の日」とあるのは「当該地域が総量削減指定地域となつた日」と、同法第十三条第四項中「第四条の二第一項の地域を定める政令又は」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第十四条の施設を定める政令若しくは」と、「改正」とあるのは「改正又は同法第三条第二項の指定地域の指定若しくはその変更」と、同法第十六条第三項中「指定水域」とあるのは「湖沼水質保全特別措置法第二十三条第一項に規定する総量削減指定湖沼」とする。

(流出水対策地区の指定)

第二十五条 都道府県知事は、湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼の水質の保全を図るために流出水（水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設及び指定施設から排出される水並びに同条第八項に規定する生活排水以外の水であつて、指定地域内の土地から指定湖沼に流入するものをいう。以下同じ。）の水質の改善に資する対策（以下「流出水対策」という。）の実施を推進する必要があると認める地区を、流出水

対策地区として当該指定湖沼に係る指定地域内に指定
することができる。

2
4 (略)

対策地区として当該指定湖沼に係る指定地域内に指定
することができる。

2
4 (略)

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）
 （附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（生活排水対策の推進） 第二十条 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、水質汚濁防止法第十四条の八第一項の規定による生活排水対策重点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進しなければならない。</p>	<p>（生活排水対策の推進） 第二十条 都道府県知事は、水質保全計画に基づき、水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定による生活排水対策重点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進しなければならない。</p>

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百二十号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（下水道の整備等） 第十三条（略）</p> <p>2 関係県は、県計画に基づき、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）<u>第十四条の八</u>第一項の規定による生活排水対策重点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進しなければならない。</p>	<p>（下水道の整備等） 第十三条（略）</p> <p>2 関係県は、県計画に基づき、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）<u>第十四条の七</u>第一項の規定による生活排水対策重点地域の指定その他の生活排水対策の実施を推進しなければならない。</p>

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案参照条文 目次

一	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（抄）	1
二	鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）（抄）	1
三	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（抄）	2
四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）	2

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一（略）

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に關し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3・4（略）

5 この法律において「排水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

6～8（略）

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）（抄）

（用語の意義）

第二条（略）

2 この法律において「鉱山」とは、鉱業を行う事業場をいう。ただし、鉱物の掘採と緊密な関連を有しない附属施設、当該鉱物の掘採に係る事業を主たる事業としない附属施設及び鉱物の掘採場から遠隔の地にある附属施設を除く。

3・4（略）

（工事計画）

第十三条 鉱業権者は、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設であつて保安の確保上重要なものとして経済産業省令で定めるもの（以下「特定施設」という。）の設置又は変更の工事であつて経済産業省令で定めるものをしようとするときは、経済産業省令の定めるところにより、その工事の計画を産業保安監督部長に届け出なければならぬ。その工事の計画の変更（経済産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするとき（第四項の規定による命令があつたときを含む。）も、同様とする。

2～5（略）

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十五（略）

十六 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

2・3（略）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 二（略）

三 有害液体物質 油以外の液体物質（液化石油ガスその他の常温において液体でない物質であつて政令で定めるものを除く。次号において同じ。）のうち、海洋環境の保全の見地から有害である物質（その混合物を含む。）として政令で定める物質であつて、船舶によりばら積みの液体貨物として輸送されるもの及びこれを含む水バラスト、貨物艙の洗浄水その他船舶内において生じた不要な液体物質（海洋において投入処分をし、又は処分のため燃焼させる目的で船舶に積載される液体物質その他の環境省令で定める液体物質を除く。）並びに海洋施設その他の海洋に物が流出するおそれのある場所（陸地を含む。）にある施設（以下「海洋施設等」という。）において管理されるものをいう。

四 十三（略）

十四 廃油処理施設 廃油の処理（廃油が生じた船舶内でする処理を除く。以下同じ。）の用に供する設備（以下「廃油処理設備」という。）の総体をいう。

十五 十八（略）